

平成 26 年 8 月 20 日

平成 26 年第 2 回

水戸市国民健康保険運営協議会

(資 料)

水戸市保健福祉部国保年金課

水戸市国民健康保険運営協議会次第

日 時 平成 26 年 8 月 20 日 (水) 午後 3 時
場 所 水戸市議会臨時庁舎 第 2 委員会室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 新委員紹介
- 4 議 題

報告事項

報告第 1 号 水戸市国民健康保険の事業状況について

- 5 閉 会

目 次

	ページ
○ 水戸市国民健康保険運営協議会委員名簿	1
○ 国民健康保険運営協議会の設置	2
○ 水戸市国民健康保険の事業状況について	
1 水戸市国民健康保険に関するデータの年度別推移について	
(1) 国保世帯数及び被保険者数	4
(2) 国保会計の年度別収支（決算）	4
(3) 保険給付費	5
(4) 1人当たり費用額	5
(5) 国保税の収納率	6
(6) 国保税の調定額及び収納額	6
(7) 1世帯及び1人当たりの調定額（現年度）及び収納額	6
(8) 国保税の賦課状況	7
(9) 国保加入者の所得階層別世帯数	7
(10) 国保税の税率改正の推移	8
(11) 特定健診及び特定保健指導の実施状況	8
(12) 減免措置の状況	9
(13) 東日本大震災による減免措置の状況	9
2 平成25年度国民健康保険会計決算見込及び平成26年度予算	10
3 県内市の国民健康保険の状況	14
4 国保会計収支改善の取組状況	
(1) 医療費の適正化について	17
(2) 国保税収納率の向上について	19
(3) 税率改正による効果、検証について（平成25年度決算見込み）	20

水戸市国民健康保険運営協議会委員一覽

氏 名	推薦(出身)団体等	任 期
齊 藤 實	水 戸 農 業 協 同 組 合	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
岩 間 けい子	水 戸 市 地 域 女 性 団 体 連 絡 会	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
岡 田 貴 一	水 戸 市 青 色 申 告 会	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
岩 間 秀 男	水 戸 市 住 み よ い ま ち づ くり 推 進 協 議 会	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
皆 川 憲 弘	水 戸 市 医 師 会	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
原 毅	水 戸 市 医 師 会	平成26年8月20日～ 平成27年6月19日
大 澤 賢 祐	水 戸 市 齒 科 医 師 会	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
奥 田 猛	水 戸 薬 剤 師 会	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
袴 塚 孝 雄	水 戸 市 議 会	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
中 庭 次 男	水 戸 市 議 会	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
鈴 木 邦 彦	学 識 経 験 者	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
澤 則 子	学 識 経 験 者	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
根 本 祐 治	常 陽 銀 行 健 康 保 険 組 合	平成25年6月20日～ 平成27年6月19日
小 森 大 成	全 国 健 康 保 険 協 会 茨 城 支 部	平成26年8月20日～ 平成27年6月19日

* 委員定数14人

国民健康保険運営協議会の設置

○ 国民健康保険法

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 国民健康保険運営協議会(第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則

(協議会を組織する委員の特例)

第1条の2 協議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

○ 水戸市国民健康保険条例

(委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○ 水戸市国民健康保険規則

(所掌事項)

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 一部負担金の減免に関する事項
- (3) 保険税の賦課方法に関する事項
- (4) 保険税の減免に関する事項
- (5) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (6) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議は、条例第2条各号に掲げる委員の各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第5条 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部国保年金課において行う。

(会議録)

第7条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

○ 水戸市国民健康保険の事業状況について

1 水戸市国民健康保険に関するデータの年度別推移について

(1) 国保世帯数及び被保険者数

(各年度末現在)

年度	総数		国民健康保険				加入割合	
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一般被保険 者数(人)	退職被保険 者等数(人)	合計 (人)	世帯数 (%)	被保険者 数 (%)
H21	110,906	265,424	43,917	76,117	3,063	79,180	39.6	29.8
H22	112,363	268,461	43,903	75,475	3,106	78,581	39.1	29.3
H23	113,381	268,649	43,432	73,855	3,204	77,059	38.3	28.7
H24	114,940	269,636	43,394	73,352	2,879	76,231	37.8	28.3
H25	116,294	270,291	43,165	72,411	2,304	74,715	37.1	27.6

※ 退職被保険者等：被保険者のうち、厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の老齢(退職)年金を受給している者及びその被扶養者をいう。65歳に達した月の末日をもって終了する。診療時の一部負担金、保険税額は、一般被保険者と同じであるが、給付費は職域の健康保険などからの拠出金が財源となる。

高齢退職者は、退職後国保に加入することとなるのが一般的であるため、医療の必要性の高まる時期での加入となることから、費用負担等の面において不合理が生じていた。この不合理を是正することを目的として、昭和59年の制度改正により退職者医療制度が創設された。

(2) 国保会計の年度別収支(決算)

(単位：千円)

年度	歳入計 ①	歳出計 ②	差引額 (①-②)③	前年度 繰上充用金 ④※	単年度収支 (③+④)⑤	国庫負担金 等の精算額 ⑥※	赤字解消 繰入金 ⑦※	実質的な 単年度収支 (⑤+⑥-⑦)
H21	23,292,997	25,302,731	▲2,009,734	1,711,576	▲298,158	▲40,116	150,000	▲488,273
H22	23,214,970	25,747,546	▲2,532,576	2,009,734	▲522,842	▲130,343	200,000	▲853,185
H23	25,198,045	27,597,067	▲2,399,022	2,532,576	133,554	▲260,850	855,380	▲982,678
H24	26,560,190	28,619,667	▲2,059,477	2,399,022	339,545	36,530	778,096	▲402,021
H25	27,700,531	28,331,570	▲631,039	2,059,477	1,428,438	167,396	1,030,687	565,147

※ 前年度繰上充用金：会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、当該年度に充てることができる。この場合の方法として、翌年度の歳出に、翌年度の歳入を財源として繰上充用金を計上し、当該年度(翌年度から見れば前年度)へ支出する。

※ 国庫負担金等の精算額：前年度分の精算金と次年度計上の当該年度分の精算金との差額

※ 赤字解消繰入金：赤字解消分として繰入した法定外の一般会計繰入金

(3) 保険給付費

(単位：千円)

項目	H21	H22	H23	H24	H25
保険給付費	15,658,791	16,208,807	16,760,421	17,057,808	17,210,983
一般被保険者分	14,867,702	15,407,945	15,847,102	16,172,828	16,393,807
療養給付費	13,170,696	13,558,256	12,598,931	14,215,407	14,345,258
療養費	122,381	141,608	108,023	169,902	154,518
審査支払手数料	68,526	71,431	68,218	172,288	56,759
出産育児一時金	165,073	175,273	161,370	172,288	171,921
葬祭費	18,830	17,150	22,380	17,850	17,250
精神障害者医療手当金	-	-	-	-	-
高額療養費	1,321,477	1,443,536	1,245,928	1,539,611	1,647,559
高額介護合算療養費	674	660	-	895	542
移送費	45	31	74	-	-
退職被保険者等分	791,089	800,862	913,319	884,980	817,176
療養給付費	701,974	703,936	1,155,069	770,123	704,041
療養費	5,425	5,810	12,257	7,150	7,301
高額療養費	83,690	91,116	155,264	107,705	105,794
高額介護合算療養費	-	-	-	2	40
移送費	-	-	27	-	-

(4) 1人当たり費用額

ア 一般被保険者分

(単位：円)

年度	入院	入院外	歯科	計
H21	75,757	94,354	18,729	188,840
H22	81,692	95,567	19,401	196,660
H23	86,708	95,729	19,208	201,645
H24	89,686	100,234	20,366	210,286
H25	90,837	102,133	20,768	213,738

イ 退職被保険者分

(単位：円)

年度	入院	入院外	歯科	計
H21	91,082	147,903	26,385	265,370
H22	98,627	143,609	24,986	267,223
H23	110,526	139,359	25,128	275,013
H24	108,989	143,042	29,959	281,990
H25	125,913	157,884	26,925	310,722

(5) 国保税の収納率

(単位：%)

年 度	現年度分	滞納繰越分	合 計
H21	81.39	14.54	57.00
H22	81.54	11.48	53.77
H23	83.11	13.12	53.28
H24	84.56	15.33	55.19
H25	85.73	19.11	60.02

(6) 国保税の調定額及び収納額

(単位：千円)

年度	調定額			収納額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
H21	7,623,159	4,377,627	12,000,786	6,204,145	636,296	6,840,441
H22	7,212,694	4,738,616	11,951,310	5,881,576	544,096	6,425,672
H23	6,857,708	5,093,343	11,951,051	5,699,350	668,180	6,367,530
H24	6,824,805	5,028,367	11,853,172	5,771,087	770,801	6,541,888
H25	7,590,678	4,768,308	12,358,986	6,507,320	911,093	7,418,413

(7) 1世帯及び1人当たりの調定額（現年度）及び収納額（現年度）

年度	1世帯当たり				1人当たり			
	調定額 (円)	前年度比 (%)	収納額 (円)	前年度比 (%)	調定額 (円)	前年度比 (%)	収納額 (円)	前年度比 (%)
H21	172,696	91.2	140,550	89.6	95,316	103.6	77,573	101.7
H22	163,657	94.8	133,454	95.0	91,172	95.7	74,346	95.8
H23	156,816	95.8	130,327	97.6	88,002	96.5	73,137	98.4
H24	156,917	100.1	132,690	101.8	88,869	101.0	75,148	102.7
H25	174,610	111.3	149,690	112.8	100,215	112.8	85,912	114.3

※ 世帯数及び被保険者数を4月～3月の年間平均を用いて算出している。

(8) 国保税の賦課状況

年度		課税所得金額 (千円)	課税対象資産 税額(千円)	賦課限度額を超える額		軽減額	
				世帯	金額(千円)	世帯	金額(千円)
H21	医療分	55,377,350	2,468,802	1,389	704,651	12,444	344,381
	後期分	55,377,350	-	2,344	304,049	12,444	114,350
	介護分	26,439,912	1,042,033	1,020	100,278	5,818	51,048
H22	医療分	50,335,749	2,452,029	1,308	590,901	13,466	368,578
	後期分	50,335,749	-	2,145	254,497	13,466	121,940
	介護分	24,028,668	1,034,739	957	86,482	6,345	55,700
H23	医療分	48,120,953	-	865	355,111	18,730	643,195
	後期分	48,120,953	-	1,195	142,946	18,730	206,488
	介護分	23,357,305	-	640	67,959	9,224	78,945
H24	医療分	47,059,015	-	838	319,365	18,737	642,758
	後期分	47,059,015	-	1,207	131,667	18,737	206,373
	介護分	22,409,577	-	651	59,920	9,301	93,780
H25	医療分	49,127,188	-	888	377,779	18,584	626,959
	後期分	49,127,188	-	1,239	151,878	18,584	201,238
	介護分	23,213,649	-	660	68,778	8,985	90,090

(9) 国保加入者の所得階層別世帯数

年 度	100万円以下		100万円を超え 300万円以下		300万円を超える もの		計	
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)
H21	23,645	53.8	15,135	34.5	5,137	11.7	43,917	100.0
H22	24,161	55.0	15,010	34.2	4,732	10.8	43,903	100.0
H23	24,414	56.2	14,528	33.5	4,490	10.3	43,432	100.0
H24	25,212	58.1	13,843	31.9	4,339	10.0	43,394	100.0
H25	23,957	55.5	14,676	34.0	4,532	10.5	43,165	100.0

(10) 国保税の税率等の改正の推移

年度	区分	国保税率				限度額 (円)	改正要点と改正率
		所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
H16	医療分	8.30	25.0	18,000	22,000	530,000	・歳入不足に対応 ・改正率：+9.2%
	介護分	1.50	3.0	5,900	4,200	80,000	・歳入不足に対応 ・改正率：+18.3%
H17	介護分	1.72	2.0	9,000	5,200	80,000	・歳入不足に対応 ・改正率：+19.5%
H20	医療分	6.58	20.0	16,100	19,100	470,000	・後期分を創設 ・歳入不足に対応 ・改正率：+6.4%
	後期分	1.95	-	3,700	5,800	120,000	
H21	医療分	6.58	20.0	16,100	19,100	470,000	・歳入不足に対応 ・改正率：+4.9%
	後期分	2.52	-	4,400	7,500	120,000	
H23	医療分	6.26	-	21,100	24,600	510,000	・7.5・2割軽減適用 ・応能応益割合を 50：50に ・資産割を廃止 ・改正率：±0%
	後期分	2.06	-	6,500	8,500	140,000	
	介護分	1.76	-	9,000	5,200	120,000	
H25	医療分	7.15	-	23,000	26,000	510,000	・歳入不足に対応 ・改正率：+9.2%
	後期分	2.35	-	7,000	9,000	140,000	
	介護分	2.05	-	9,500	5,500	120,000	
H26	後期分	-	-	-	-	160,000	・法施行令改正に基づ く限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充
	介護分	-	-	-	-	140,000	

(11) 特定健診及び特定保健指導の実施状況

			H21	H22	H23	H24	H25※		
特定健診	実績	目標値	%	33	44	54	65	28	
		対象者数	人	48,575	48,110	47,815	48,069	48,033	
		受診者数	人	10,482	10,750	10,099	10,734	11,322	
		受診率	%	21.6	22.3	21.1	22.3	23.6	
特定保健指導	実績	目標値	%	32	36	40	45	20	
		動機付 支援	対象者数	人	1,308	1,243	1,120	1,152	1,188
			終了者数	人	220	155	169	76	30
		積極的 支援	対象者数	人	468	420	431	470	482
			終了者数	人	29	43	24	35	0
		実施率	%	14.0	11.9	9.3	6.8	1.8	

※ 平成25年度の数値は速報値

(12) 減免措置の状況

ア 平成 25 年度国民健康保険税

事由	件数(件)	減免額(円)			
		医療	後期	介護	計
災害等(火災)	7	288,652	93,664	57,684	440,000

イ 平成 25 年度国民健康保険一部負担金等
減免実績なし

(13) 東日本大震災による減免措置の状況

ア 平成 25 年度国民健康保険税

事由	減免率	件数(件)	減免額(円)			
			医療	後期	介護	計
原子力事故	100%	8	360,700	118,000	58,600	537,300

※ 平成 26 年度国保税の減免の延長について

減免の対象

福島第一原子力発電所事故によるもの

○避難指示区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等に住所を有していた納税義務者…平成 26 年度の全額を免除

○上位所得層の旧緊急時避難準備区域等に住所を有していた納税義務者…平成 26 年 4 月から 9 月までの相当する月割算定額を減免

イ 平成 25 年度国民健康保険一部負担金等

事由	人数(人)	減免額(円)
原子力事故	8	1,403,784

※減免額の中には、前年度以前に対象であった被保険者への還付金も含む。

※ 平成 26 年度国保一部負担金の免除の延長について

減免の対象

福島第一原子力発電所事故によるもの

○避難指示区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等に住所を有していた納税義務者…平成 27 年 2 月 28 日分まで

○上位所得層の旧緊急時避難準備区域等に住所を有していた納税義務者…平成 26 年 9 月 30 日分まで

2 平成25年度国民健康保険会計決算見込み及び平成26年度予算

(単位:円)

歳 入								
款	H25年度 当初予算額 (A)	決算見込額					(B) - (A)	平成26年度 当初予算額
		医療分	後期分	介護分	退職分	計 (B)		
1 国民健康保険税	7,044,482,000	4,920,215,591	1,805,704,543	664,697,916	227,794,737	7,418,412,787	373,930,787	7,310,797,000
2 使用料及び手数料	7,220,000	7,102,017	-	-	-	7,102,017	△125,983	7,551,000
3 国庫支出金	6,518,267,000	4,585,008,988	1,510,822,875	659,733,028	-	6,755,564,871	237,297,871	6,653,322,000
4 療養給付費等交付金	1,229,019,000	208,518,624	180,294,526	-	594,550,850	983,364,000	△245,655,000	872,922,000
5 前期高齢者交付金	5,223,400,000	5,401,659,832	-	-	-	5,401,659,832	178,259,832	5,400,000,000
6 県支出金	1,611,745,000	1,094,545,715	289,313,000	132,420,000	-	1,516,278,715	△95,466,285	1,644,183,000
7 共同事業交付金	3,104,000,000	2,757,974,566	-	-	-	2,757,974,566	△346,025,434	2,876,165,000
8 繰入金	2,341,901,000	1,985,000,870	569,408,451	180,684,679	-	2,735,094,000	393,193,000	2,378,801,000
9 繰越金	2,000	-	-	-	-	-	△2,000	2,000
10 諸収入	154,956,000	123,442,519	-	-	1,637,890	125,080,409	△29,875,591	137,757,000
合 計	27,235,000,000	21,083,468,702	4,155,543,395	1,637,535,623	823,983,477	27,700,531,197	465,531,197	27,281,300,000

国民健康保険会計説明表

		歳入
科目		説明
1国民健康保険税		
	一般被保険者	平成25年度税率 医療分(所得割7.15%, 均等割23,000円, 平等割26,000円, 限度額51万円) 後期分(所得割2.35%, 均等割7,000円, 平等割9,000円, 限度額14万円) 介護分(所得割2.05%, 均等割9,500円, 平等割5,500円, 限度額12万円)
	現年課税分	
	滞納繰越分	
	退職被保険者等	
	現年課税分	
	滞納繰越分	
2使用料及び手数料		督促手数料, 諸証明手数料
3国庫支出金		
	国庫負担金	
	療養給付費等負担金	一般被保険者の保険給付費, 老人保健拠出金, 後期高齢者支援金, 介護納付金の32%(H24年度から)相当
	高額医療費共同事業負担金	高額医療費共同事業拠出金の1/4
	特定健康診査等負担金	特定健康診査, 特定保健指導の基準費用の1/3
	国庫補助金	普通調整交付金:7%相当, 特別調整交付金:2%相当
	普通調整交付金	調整対象需要額が調整対象収入額を上回る場合に交付。一般被保険者に係る保険給付費, 後期高齢者支援金, 介護納付金の7%相当
	特別調整交付金	経営姿勢が良好などを理由として交付
4療養給付費等交付金		退職被保険者に係る医療費, 後期高齢者支援金等
5前期高齢者交付金		前期高齢者一人当たり医療給付費と前期高齢者加入率による財源調整
6県支出金		
	県負担金	
	共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金の1/4
	特定健康診査等負担金	特定健康診査, 特定保健指導の基準費用の1/3
	県補助金	
	財政調整交付金	一般被保険者の保険給付費, 老人保健拠出金, 後期高齢者支援金, 介護納付金の9%(H24年度から)相当
7共同事業交付金		
	高額医療費共同事業交付金	80万円を超える医療費の再保険事業
	保険財政共同安定化事業交付金	30万円以上80万円未満の医療費の再保険事業
8財産収入		国民健康保険財政調整基金運用利子
9繰入金		
	一般会計繰入金	
	保険基盤安定繰入金	低所得者に対する保険税軽減額の補てん
	その他繰入金	国保事業に係る事務費・人件費, 出産育児一時金の2/3等
	基金繰入金	財政調整基金からの繰入
10繰越金		前年度からの繰越金
11諸収入		保険給付費に係る第三者行為, 返納金等

(単位:円)

歳 出								
款	H24年度 当初予算額 (C)	決算見込額					(D) - (C)	平成26年度 当初予算額
		医療分	後期分	介護分	退職分	計 (D)		
1 総務費	246,537,000	215,997,175	-	-	-	215,997,175	△30,539,825	228,787,000
2 保険給付費	17,742,500,000	16,393,806,772	-	-	817,176,048	17,210,982,820	△531,517,180	17,915,800,000
3 後期高齢者支援金等	4,103,400,000	-	3,937,252,714	-	-	3,937,252,714	△166,147,286	3,924,500,000
4 前期高齢者納付金等	4,350,000	3,964,080	-	-	-	3,964,080	△385,920	3,200,000
5 老人保健拠出金	200,000	154,017	-	-	-	154,017	△45,983	181,000
6 介護納付金	1,701,500,000	-	-	1,657,915,774	-	1,657,915,774	△43,584,226	1,774,600,000
7 共同事業拠出金	3,003,010,000	2,664,233,464	-	-	-	2,664,233,464	△338,776,536	2,992,710,000
8 保健事業費	190,500,000	141,089,814	-	-	-	141,089,814	△49,410,186	198,519,000
9 基金積立金	1,000	-	-	-	-	-	△1,000	1,000
10 諸支出金	33,002,000	440,503,119	-	-	-	440,503,119	407,501,119	33,002,000
11 前年度繰上充用金	-	1,483,152,072	434,997,994	141,327,016	-	2,059,477,082	2,059,477,082	-
12 予備費	210,000,000	-	-	-	-	-	△210,000,000	210,000,000
合 計	27,235,000,000	21,342,900,513	4,372,250,708	1,799,242,790	817,176,048	28,331,570,059	1,096,570,059	27,281,300,000
歳入歳出差引額	△752,800,000	△259,431,811	△216,707,313	△161,707,167	6,807,429	△631,038,862		

国民健康保険会計説明表

		歳出
科目		説明
1	総務費	国民健康保険事業に係る事務費・人件費
2	保険給付費	
	療養諸費	
	一般被保険者療養給付費	現物給付
	退職被保険者等療養給付費	現物給付
	一般被保険者療養費	現金給付。コルセット、保険証を持たずに受診した場合等
	退職被保険者等療養費	
	審査支払手数料	審査支払手数料、レセプト電算処理手数料
	出産育児諸費	被保険者が出産したときに420,000円(H21.10～)を支給
	葬祭諸費	被保険者が死亡したときに葬祭を行った者に50,000円を支給
	高額療養諸費	
	一般被保険者高額療養費	医療費の支払いが自己負担限度額を超えた場合に超えた額を支給
	退職被保険者等高額療養費	
	一般被保険者高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に超えた額を支給
	退職被保険者等高額介護合算療養費	
	移送費	
	一般被保険者移送費	療養の給付を受けるために医療機関に移送されたときの費用で、保険者が必要と認める場合に支給
	退職被保険者等移送費	
3	後期高齢者支援金等	
	後期高齢者支援金	一人当たりの後期高齢者支援金×国保加入者数
	後期高齢者関係事務費拠出金	加入者一人当たりの算定基準額×国保加入者数
4	前期高齢者納付金等	
	前期高齢者納付金	加入者一人当たりの負担額×国保加入者数
	前期高齢者関係事務費拠出金	加入者一人当たりの算定基準額×国保加入者数
5	老人保健拠出金	
	医療費拠出金	水戸市の老人医療費×拠出率×全国の老人加入率/水戸市の老人加入率
	事務費拠出金	老人保健関係業務事務費+審査支払関係事務費
6	介護納付金	第2号被保険者一人当たりの負担額×第2号被保険者数
7	共同事業拠出金	
	高額医療費共同事業拠出金	高額医療費共同事業交付金の財源として拠出
	保険財政共同安定化事業拠出金	保険財政共同安定化事業交付金の財源として拠出
8	保健事業費	
	特定健康診査等事業費	特定健康診査、特定保健指導に係る経費
	保健事業費	医療費通知、人間ドックの助成
9	基金積立金	財政調整基金運用利子の積立金
10	諸支出金	過年度分国税の還付金・還付加算金、前年度療養給付費等負担金・交付金精算金
11	前年度繰上充用金	前年度の国保会計の赤字額の補てん
12	予備費	保険給付費等に不足が生じた場合の対策費

3 県内市の国民健康保険の状況
 (1) 県内市国民健康保険診療費状況

保険者名	1人当たりの診療費								伸び率		
	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		H22/H21	H23/H22	H24/H23
	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	%	%	%
水戸市	191,722	19	199,364	18	204,772	14	220,811	21	104.0	102.7	107.8
日立市	205,275	8	212,790	8	224,530	4	246,036	4	103.7	105.5	109.6
土浦市	199,743	11	203,750	10	207,250	13	230,855	13	102.0	101.7	111.4
古河市	182,106	24	185,949	28	193,261	24	209,453	28	102.1	103.9	108.4
石岡市	194,239	15	194,279	24	196,003	21	225,717	18	100.0	100.9	115.2
結城市	174,525	30	185,378	29	188,512	27	210,456	27	106.2	101.7	111.6
龍ヶ崎市	196,573	12	199,452	17	194,332	22	214,974	25	101.5	97.4	110.6
下妻市	179,498	29	188,583	26	186,477	29	220,816	20	105.1	98.9	118.4
常総市	193,489	16	199,495	16	215,945	10	232,104	11	103.1	108.2	107.5
常陸太田市	223,425	1	227,646	2	235,456	1	259,758	3	101.9	103.4	110.3
高萩市	219,088	3	236,145	1	229,976	2	266,948	2	107.8	97.4	116.1
北茨城市	219,947	2	217,353	5	229,666	3	278,290	1	98.8	105.7	121.2
取手市	210,053	4	223,132	3	222,089	7	232,327	10	106.2	99.5	104.6
那珂市	200,977	10	202,757	14	202,568	18	231,562	12	100.9	99.9	114.3
常陸大宮市	208,006	5	222,881	4	216,624	8	237,937	6	107.2	97.2	109.8
鹿嶋市	180,872	27	196,892	19	202,712	17	235,489	8	108.9	103.0	116.2
神栖市	166,655	32	174,820	31	180,658	31	199,031	30	104.9	103.3	110.2
潮来市	195,293	14	203,465	12	223,284	6	237,066	7	104.2	109.7	106.2
牛久市	207,142	6	210,559	9	216,213	9	226,691	17	101.6	102.7	104.8
守谷市	181,487	25	188,239	27	188,186	28	212,966	26	103.7	100.0	113.2
つくば市	191,865	18	196,332	20	194,110	23	215,087	24	102.3	98.9	110.8
ひたちなか市	189,317	22	195,862	21	204,515	15	229,575	15	103.5	104.4	112.3
稲敷市	206,660	7	213,495	7	223,551	5	239,418	5	103.3	104.7	107.1
坂東市	181,434	26	180,165	30	186,024	30	196,443	32	99.3	103.3	105.6
筑西市	192,785	17	203,104	13	203,151	16	230,684	14	105.4	100.0	113.6
かすみがうら市	190,887	21	203,540	11	215,843	11	226,895	16	106.6	106.0	105.1
行方市	185,454	23	194,897	23	193,111	25	203,332	29	105.1	99.1	105.3
桜川市	195,682	13	193,538	25	199,288	19	221,542	19	98.9	103.0	111.2
鉾田市	167,521	31	172,405	32	179,125	32	196,489	31	102.9	103.9	109.7
つくばみらい市	201,544	9	216,315	6	209,118	12	234,755	9	107.3	96.7	112.3
笠間市	180,644	28	199,750	15	199,085	20	218,431	23	110.6	99.7	109.7
小美玉市	191,690	20	195,700	22	192,963	26	219,082	22	102.1	98.6	113.5
32市単純平均	193,925		201,189		204,950		226,907		103.7	101.9	110.7

(2) 平成24年度県内市一般会計繰入額

保険者名	一般会計繰入額 (単位:円)	法定外繰入金 (単位:円)	一人当り 法定外繰入金 (単位:円)	順位
水戸市	2,277,196,000	876,693,801	11,406	17
日立市	907,412,718	56,425,560	1,318	30
土浦市	1,220,491,613	468,000,000	10,498	19
古河市	1,496,451,284	813,986,000	16,759	5
石岡市	548,877,735	40,517,752	1,622	29
結城市	349,236,093	61,544,522	3,425	26
龍ヶ崎市	578,795,486	161,882,535	7,154	22
下妻市	372,447,151	68,000,000	4,302	25
常総市	820,000,000	465,650,095	21,306	3
常陸太田市	474,017,000	202,737,013	13,242	12
高萩市	211,052,607	17,119,000	2,030	28
北茨城市	498,912,000	172,040,746	13,475	11
取手市	764,685,124	14,448,198	417	31
那珂市	401,679,007	100,000,000	6,293	23
常陸大宮市	592,815,412	387,090,000	27,164	1
鹿嶋市	562,946,000	215,678,660	8,667	21
神栖市	929,566,975	445,828,900	13,561	10
潮来市	200,459,340	2,000,000	179	32
牛久市	589,590,279	264,033,312	11,286	18
守谷市	432,314,953	176,019,000	11,665	16
つくば市	1,802,959,392	795,298,000	15,024	8
ひたちなか市	1,277,604,214	616,755,000	15,845	6
稲敷市	645,707,521	348,442,000	22,223	2
坂東市	531,270,000	220,000,000	9,930	20
筑西市	1,109,344,000	557,435,336	15,535	7
かすみがうら市	455,877,000	206,929,245	14,971	9
行方市	567,520,176	300,000,000	19,655	4
桜川市	500,462,413	200,000,000	12,276	13
鉾田市	755,554,519	299,135,000	12,216	14
つくばみらい市	307,598,927	74,410,000	5,318	24
笠間市	630,307,146	81,137,507	3,210	27
小美玉市	558,113,252	211,122,000	11,974	15
合計	23,371,265,937	8,920,359,182	343,948	

一人当たり法定外 繰入金平均	10,917
-------------------	--------

(3) 県内市国民健康保険税収納率一覧(現年度分)

保険者名	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位
水戸市	81.32%	31	81.43%	31	82.96%	31	84.25%	31
日立市	90.13%	4	89.89%	7	92.83%	2	93.75%	1
土浦市	82.45%	30	82.73%	29	83.62%	30	84.66%	30
古河市	86.16%	20	87.41%	17	88.38%	20	88.66%	19
石岡市	87.42%	14	87.31%	18	88.70%	16	89.28%	17
結城市	87.34%	15	89.09%	11	90.01%	10	90.70%	10
龍ヶ崎市	87.03%	17	87.06%	19	88.08%	22	88.53%	20
下妻市	85.84%	22	89.61%	8	91.22%	6	91.45%	8
常総市	87.30%	16	88.32%	14	88.70%	17	89.58%	15
常陸太田市	91.43%	1	91.97%	1	92.98%	1	93.01%	2
高萩市	85.51%	25	85.04%	27	88.55%	18	92.52%	4
北茨城市	83.82%	28	84.02%	28	86.13%	27	87.94%	25
取手市	88.17%	11	88.69%	12	89.65%	14	90.37%	12
那珂市	86.11%	21	86.77%	21	87.64%	23	88.25%	23
常陸大宮市	89.82%	7	90.21%	6	90.64%	9	90.57%	11
鹿嶋市	85.81%	23	86.47%	22	86.88%	26	87.00%	27
神栖市	79.67%	32	79.00%	32	81.04%	32	81.08%	32
潮来市	90.41%	3	89.21%	10	90.97%	8	91.66%	6
牛久市	89.94%	5	90.69%	4	91.10%	7	91.53%	7
守谷市	89.87%	6	90.28%	5	91.60%	3	91.99%	5
つくば市	88.51%	9	87.47%	16	88.43%	19	89.15%	18
ひたちなか市	85.26%	27	85.45%	25	87.20%	24	88.35%	21
稲敷市	85.67%	24	86.42%	23	87.07%	25	87.69%	26
坂東市	87.96%	12	89.33%	9	89.85%	12	89.31%	16
筑西市	86.36%	19	86.98%	20	88.21%	21	88.08%	24
かすみがうら市	87.69%	13	88.46%	13	88.82%	15	88.27%	22
行方市	91.39%	2	90.98%	3	91.48%	4	91.25%	9
桜川市	88.45%	10	87.95%	15	89.71%	13	89.84%	13
鉾田市	86.63%	18	85.74%	24	89.89%	11	89.66%	14
つくばみらい市	89.79%	8	91.30%	2	91.46%	5	92.73%	3
笠間市	83.04%	29	82.67%	30	85.26%	29	86.02%	29
小美玉市	85.50%	26	85.21%	26	85.99%	28	86.11%	28
32市単純平均	86.93%		87.29%		88.60%		89.16%	

4 国保会計収支改善の取組状況

(1) 医療費の適正化について

① ジェネリック医薬品の希望シール配布・差額通知

- ・ 被保険者証送付時に、希望シール（保険証の臓器提供意思表示欄保護シールとの兼用）を配布する。
- ・ 平成25年度末現在の水戸市国保の利用率は、数量ベースで約27%、金額ベースで約12%となっている。
- ・ 国保連合会のシステムにより、被保険者あてに、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の差額を記載した通知を各市町村において作成することが可能となったので、平成25年度から、同通知を行っている。（発送数 1,847通）

【各年度末ジェネリック医薬品使用割合推移】

年月	数量ベース	金額ベース
H24.3	25,198件/123,665件(20.4%)	22,015千円/254,843千円(8.6%)
H25.3	28,541件/123,469件(23.1%)	25,952千円/254,691千円(10.2%)
H26.3	33,154件/120,827件(27.4%)	30,814千円/263,553千円(11.7%)

② 医療費通知

- ・ 2か月に一度、年6回通知を行う。（H25年度発送数 194,111通）

③ レセプト点検

- ・ 内容点検（過誤調整）

H25年度から、医療費分については国民健康保険連合会へ事務委託するとともに、新たに柔道整復等施術分について市嘱託職員1名による点検業務を開始している。

【効果額実績】

	H23年度	H24年度	H25年度
総額	11,174千円	32,052千円	25,167千円
1人当たり	147円	417円	344円

④ 特定健診等の受診率向上

- ・ 市ホームページを利用し、受診対象者等のニーズ把握やアイデア募集のコーナーを設置した。
- ・ 市国民健康保険の新規加入者に特定健康診査の案内を実施した。また、平成26年度市国民健康保険証送付時に特定健康診査のチラシを同封し周知を図った。
- ・ 市広報紙及びホームページ、防災無線放送、ラジオやテレビ等各種メディア

を通じて、特定健康診査について市民への周知を図った。

- ・ 未受診者に、はがきや電話による受診勧奨を実施した。
- ・ 商工会議所等関係機関の会報誌への記事掲載、保健推進員や食育改善推進員等の地区組織と連携し受診勧奨を実施した。
- ・ 指定医療機関に、治療中の対象者への受診勧奨について、文書や訪問による依頼を実施した。

⑤ 多重・頻回受診者の訪問指導

- ・ 保健センター保健師による訪問指導を実施した。

【対象者】 1か月当たり国保レセプトが4枚以上で同診療科目2か所以上の者

1か月当たり受診回数が15回以上の者

【平成25年度実績】 60件を抽出し実施

(2) 国保税収納率の向上について

① 現年度課税分の収納対策強化及び滞納繰越への移行抑制

- ・ 現年度強化月間を設け、文書による一斉催告を実施する。
- ・ 特に、換価の容易な債権を中心に財産調査を実施し、早期整理を図る。
- ・ 財産調査の結果、差し押さえるべき財産がない場合は、速やかに執行停止を行う。
- ・ あらゆる機会を捉え納期内納付、口座振替の促進を図る。

② 滞納繰越分の早期着手及び早期整理

- ・ 平成 25 年度滞納繰越分は、年度の前半に集中的に処理を進める。財産調査等を徹底し、速やかな滞納処分を執行する。
- ・ 特に、換価の容易な債権を中心に財産調査を実施し、早期整理を図る。
- ・ 財産調査の結果、差し押さえるべき財産がない場合は、速やかに執行停止を行う。

③ 長期・高額滞納者に対する整理方針の明確化及び滞納整理の強化

- ・ 高額滞納事案のヒアリング及び進行管理を徹底する。
- ・ 高額滞納事案に対し検討会を行い、滞納状況に応じた効果的な施策を検討し整理する。

④ 口座振替の推進

- ・ 口座振替案内のパンフレットの配布（各出張所、市民センター、市内各金融機関の窓口）に設置、納税通知書への同封、市民税申告会場での申告者への配布）
- ・ 収税課から発送する封筒（裏面・窓あき部分）への口座振替案内文の掲載

⑤ クレジット収納の開始

- ・ 平成 26 年度よりインターネット（「Yahoo! 公金払い」）を活用したクレジット収納を開始した。

⑥ 広報活動

- ・ 広報みと、市ツイッター、三の丸庁舎モニターによる納期限及び口座振替の周知
- ・ 庁内放送による納期限の周知（本庁舎・三の丸庁舎）
- ・ 納期限一覧表の配布（各出張所、市民センター、市内各金融機関の窓口）に設置）

⑦ 短期保険証及び限度額適用認定証の交付に併せた取組

- ・ 原則、過去 3 か年で滞納期別数が 5 期以上の被保険者を短期被保険者証（有効期間 6 か月）を交付する。
- ・ 被保険者が高額医療を受ける際、医療機関に提示する限度額適用認定証の発行時に、滞納者について納税相談後に交付する。

⑧ 適正課税の推進

- ・ 不現住者に対する適正課税を推進する。
- ・ 既に社会保険等に加入した者（国保と社保の二重加入）について、年金情報を基に脱退手続を勧奨するとともに、職権により脱退手続を行う。

(3) 税率改正による効果、検証について（平成25年度決算見込み）

① 国保税調定額、収納額の増（現年度）

単位：千円

	平成24年度決算	平成25年度予算 (改正時推計)	平成25年度 決算見込
予算額	5,956,356	6,356,470	6,356,470
調定額	6,824,805	7,467,947	7,590,678
収納額	5,771,087	6,356,470	6,507,320
収納率	84.56%	85.11%	85.73%

② 国保会計収支改善の状況

ア 収入の増の主な要因

- 税率改正による増額（所得等の動向を含む）
税率を据え置いた場合の調定額試算 6,951,170千円
税率改正後の平成25年度調定額 7,590,678千円 639,508千円の増
- 収納率の向上による増額 見込み時 85.11%⇒平成25年度 85.73%
0.62%の増…47,062千円の増と推計される。
- その他収入の増 特別調整交付金 551,000千円、前期高齢者交付金 178,000千円、
一般会計繰入金 404,484千円

イ 支出抑制の主な要因

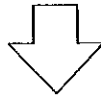
- 医療費の伸び率の鈍化
平成24年度決算との比較…平成25年度予算時 +約4%⇒決算見込み 約1%
- 退職被保険者の減少（要因推測：退職年齢の延伸，経済状況回復等による継続雇用の増加等）
- 後期高齢者支援金の減

	平成24年度 決算	平成25年度予算 (改正時推計)	平成25年度 決算見込
被保険者数	73,748人	72,523人	73,219人
退職被保険者数	3,117人	3,013人	2,651人
保険給付費	17,057,808千円	17,742,500千円	17,210,983千円
一人あたり費用額	221,947円	235,020円	226,846円

③ 税率改正の評価、検証と今後の見通し

- 税率改正時において懸念された収納率については、課税の説明及び収納率向上対策によって一定の成果を挙げることができた。
- 被保険者数は微減であるが、一人あたりの費用額が引き続き伸びを示している。
- 保険給付費は、これまでの推移から増加傾向が見込まれる。
- 退職被保険者は、制度終了等により引き続き減少すると見込まれる。
- 現段階で、平成27年度までに大幅な国等の財政支援の新たな動きがない。

- ・平成 25 年度の特別調整交付金及び前期高齢者交付金は、平成 26 年度において予算より増額される予定がない。
- ・税率は 3 か年（平成25～27年度）の見通しにより改正したものであるが、1 年目の収納額、保険給付費等は良好な動向を示している。
- ・税率改正を行わなかった場合の国保税決算相当額は5,952,197千円と試算され、平成 25 年度決算見込額と比較すると555,123千円の単年度赤字となり、更に一般会計繰入れの増、特別調整交付金の増及び前期高齢者交付金の増がなかった場合は、1,688,607千円の単年度赤字となる。



税率改正により、また結果的に国保税以外の収入増があったため、平成25年度決算見込みにおいて収支改善が図られたものであり、税率改正がなかった場合は単年度収支は赤字となり、収支均衡が図られなかったと見られる。

よって、引き続き累積赤字が約 640,000 千円あるが、平成 25 年度においては税率改正後の税収の増額及び法定外繰入金により単年度収支の均衡が図られているため、今後も様々な要因、変動について引き続き注視していく。